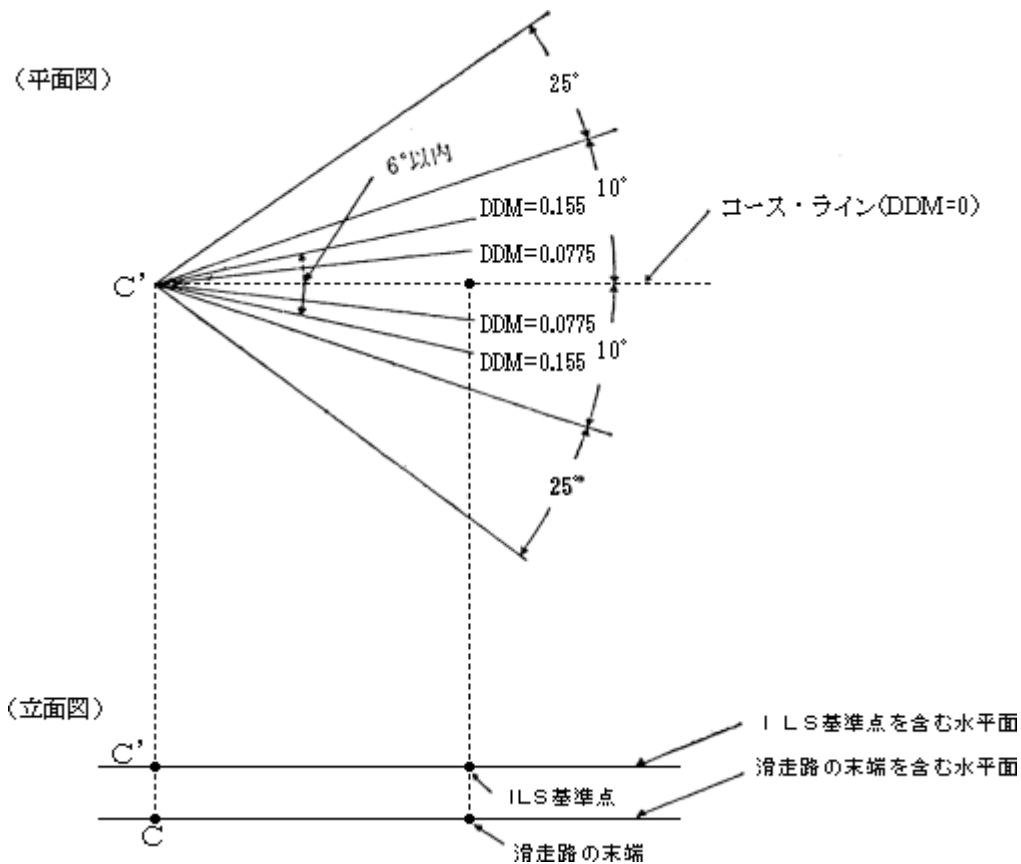


別図第十一号 偏位感度及び角度偏位感度(第45条の12の7関係)

1 ローカライザ



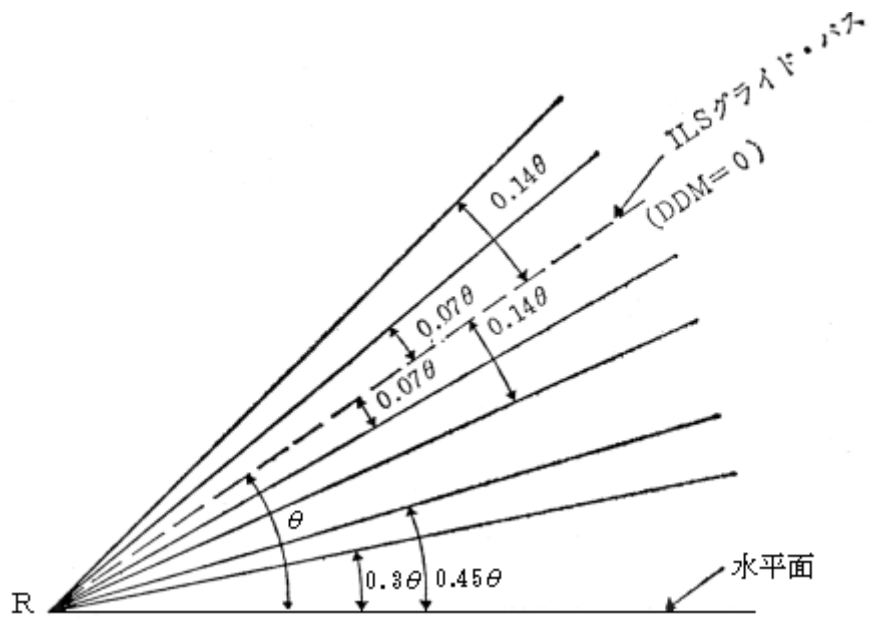
注1 コース・ラインを基準とする偏位感度は、半コース・セクタ(コース・ラインを含む水平面において、DDMの値が0.0775以下となる扇形状の区域であつて、コース・ラインを含むものをいう。以下別図第十二号において同じ。)内で、 C' からILS基準点までの距離に等しい点において、毎メートル0.00145(許容偏差は、17%とする。)であること。

2 コース・ラインの両側において、DDMの値は、0から0.18までは角度偏位に対し直線的に増加するものであり、0.18となる角度から 10° までの角度の範囲内において、0.18以上であること。

3 コース・ラインから両側にそれぞれ 10° を超え 35° までの角度の範囲内において、DDMの値が0.155以上であること。

4 「C」は、ローカライザの空中線の^{ふく}輻射体の中心部とする。

2 グライド・パス



注1 ILSグライド・パスの上下にそれぞれ 0.07θ から 0.14θ までの角度の範囲内において、DDMの値が0.0875(許容偏差は、25%とする。)となること。

2 ILSグライド・パスの下側においてDDMの値は、0から0.22までは角度偏位に対し直線的に増加するものであり、水平面から 0.3θ 以上の角度において、0.22となること。ただし、水平面から 0.45θ 以上の角度においてDDMの値が0.22となる場合にあつては、当該角度から 0.45θ までの角度の範囲内においてDDMの値が0.22以上であること。

3 「 θ 」は、設計上のILSグライド・パスと水平面のなす角度とする。